（記載上の注意）

1　収益合計金額から費用合計金額を差し引いた額が負となる場合は、収益の部に「当期損失金」の科目を設けて記載し「収益合計額」を「収益及び当期損失金合計」とすること。

2　重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

⑴　記載金額の端数処理

⑵　会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

⑶　以上のほか、損益の状況を正確に判断するために必要な事項

3　法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

5　この表中「旧農業改良資金」とは、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下「改正法」という。）第１条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第２条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたもの及び改正法附則第２条第１項の規定によりなお従前の例により貸し付けられたものに限る。）をいう。

別紙様式第11号6を次のように改める。

6　支払準備金内訳　（金額単位：円）

区分			前年度末現在		本年度繰入・戻入額				本年度末現在	
				償却累計	増加額	減少額	うち償却	繰入・戻入(△)額		償却累計
近代化資金		保険金								
		交付金								
		計								
農業改良資金（旧農業改良資金を除く。）		保険金								
		交付金								
		計								
旧農業改良資金		保険金								
		交付金								
		計								
就農支援資金		保険金								
		交付金								
		計								
一般資金等	主務大臣指定資金等	保険金								
		交付金								
		計								
	その他資金	交付金								
		計								
合計		保険金								
		交付金								
		計								

（記載上の注意）

この表中「旧農業改良資金」とは、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下「改正法」という。）第１条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第２条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたもの及び改正法附則第２条第１項の規定によりなお従前の例により貸し付けられたものに限る。）をいう。

別紙様式第11号7を次のように改める。

7　保証責任準備金内訳　（金額単位：円）

区分		金額	内訳						
			近代化資金	農業改良資金（旧農業改良資金を除く。）	就農支援資金及び旧農業改良資金	一般資金等	主務大臣指定資金等	うち金融公庫資金等	その他資金
本年度保証責任準備金積立基礎額	保証債務　(A)								
	保証債務　(B)								
	本年度末必要額　(C)＝(D)＋(E)								
	(D)＝(A)×６／1,000								
	(E)＝(B)×１／100								
	本年度末特別準備金積立額　(F)								
	本年度末保証責任準備金積立基礎額　(G)＝(C)－(F)								
前年度末保証責任準備金計上額　(H)									
本年度保証責任準備金繰入・戻入(△)額　(I)＝(G)－(H)（又は(I)＝(L)）									
本年度末保証責任準備金貸借対照表価額　(J)＝(H)＋(I)									